

# 律令制の成立と木簡——七世紀の木簡をめぐつて

館野和己

## はじめに

本報告は主に七世紀の木簡を取り上げ、わが国における律令制の

成立と木簡の使用との関連を明らかにすることを目的とする。七世紀の木簡の出土も漸次増加しており、八世紀ほどではないにしても多用されていたことが判明している。ただ平城宮跡出土木簡等と比較して、当該時期の木簡はまだ数が少ないうえ、当時の「官衙」における事務処理の実態も十分には明らかになっていない現状では、課題への接近もなかなか困難であり、見通しに止まらざるを得ない点が多々あることを、はじめにお断りしておく。

## 一 文書主義の成立と木簡の位置づけ

大宝令制下では行政事務は、大量かつ多様な文書が作成されることがによって処理されたが、それは文書主義と呼ばれている。その中

で木簡も多く使用されていたことは周知の事実である。一方七世紀については、もちろん八世紀以降のように大量の紙の文書が作成されたとは考えられないが、それでもそれが作られていたことを、いくつかの史料から窺うことができる。

たとえば天智天皇九年（六七〇）に作成されたという庚午年籍について、「筑紫諸国庚午籍七百七十卷、以官印々之」（『続日本紀』神亀四年七月丁酉条）という史料がある。これによれば同年籍には官印を押すことができ、かつ「卷」で数えられたわけであるから、当然それは紙でできていたことになろう。また「同」天平神護二年正月甲子条には、藤原鎌足と不比等への「志乃比己止乃書」（＝誄）のことが見えるが、鎌足は天智天皇八年十月に没している。その誄はかなりの長文であろうから、木簡ではなく紙に書かれていたと考えられよう。また『日本書紀』天武天皇七年（六七八）十月己酉条の「凡内外文武官、毎年、史以上、其属官人等、公平而恪勤者、議其優劣、則定應進階、正月上旬以前、具記送法官（後略）」という詔に見える事務手続きで、法官に送られるべき「応進階」を定めた書

は、平城宮跡で考課・選叙木簡が出土していることから木簡であるという可能性もないわけではないが、各官司ごとに属官全員について記したものであろうから、かなりの分量になり、やはり紙を用いたものと想定すべきであろう。

このように断片的ながら、七世紀においても紙の文書の存在を指摘することができる。これを前提にすると、七世紀木簡をめぐる研究課題としては、木簡に書くことは、いつ、どう始まったのか、また律令制的文書主義が始まる中で、木簡はどのような役割を果たしたのか、それは文書木簡と付札・荷札とでどう異なるのか、さらに木簡と紙の文書との関係はどのようなものであったのか、などの諸問題をあげることができる。

ところで、これらの問題については既に岸俊男氏が、紙の文書も木簡も同じように、年紀の記載位置が大宝令で冒頭から末尾に移り、それは公式文書の書式変化に即応するものであるということから、「木簡は紙の文書に劣らぬ役割を果たし、また同等の評価を受けていた」と指摘し、また木簡の使用開始時期についても、中国から朝鮮への木簡使用の伝来は五世紀末以前であり、朝鮮から日本への伝来も五世紀代に遡る可能性がなくないと想定されている。

いずれも重要な指摘であるが、荷札木簡の記載は賦役令に基づくという調・庸布の墨書銘に比べ、概して簡略なものが多いという特徴があり、その点は文書木簡の場合も紙に比して書かれた内容は短

く、はたして木簡が紙の文書と同等の評価を受けていたかどうかは検討の余地もある。

また木簡の始用時期については、それが五世紀から使用されていたという想定を遺物で証明することは現時点では不可能であるが、大阪市桑津遺跡出土木簡<sup>(4)</sup>のように呪符が七世紀前半から存在していることは、文書木簡の始用時期の観点から見ても注目される。なぜなら呪符は、その祈願内容を神に伝えようとするものであるという点で、一種の文書木簡であるとも言えるので、それは背後に文書木簡の存在を示唆するからである。そうであるなら、少なくとも七世紀前半まで文書木簡の存在を想わせることが可能になろう。

一方、付札木簡の使用を考える際の参考になるのが、次の記事である。それは大化五年（六四九）三月、右大臣蘇我倉山田石川麻呂が謀反の疑いをかけられ山田寺で自殺した後、その資財を接收し調べたところ、「資財之中、於好書上、題皇太子書、於重宝上、題皇太子物」（『日本書紀』大化五年三月是月条）していたという。ここには木簡は登場しない。しかし書や重宝の上に、「皇太子（＝中大兄皇子）書」あるいは「皇太子物」というように所有者の名を記しているということは、収納保管の際の便宜のために用いられた付札の用途と共通するものである。そこにあるのは物に直接書くか付札に書くかというだけの相違であり、当時付札木簡が既にあった可能性を示すものであろう。

また荷札木簡に関しては、任那の調をめぐって興味深い出来事がある。それは大化元年七月、百濟の調のみならず任那の調をも進上してきた百濟の使者に対し、「任那所出物者、天皇之所明覽、夫

自今以後、可具題国与所出調」との詔を出したことである（『日本書紀』大化元年七月丙子条）。

（ノ）に書くように命じた国名と調の内容とは、調物に付したわけであるから、それ自体に書かれていたか、

荷札に書かれていたかのいずれかであろう。いずれにしても、荷札木簡が當時存在した可能性は大きかろう。

このように、木簡の使用は律令制の成立によつて飛躍的に拡大したであろうが、それ以前七世紀にも多用され、さらに七世紀前半における木簡の存在および『日本書紀』の記事からしても、使用開始がそれより古くに遡ることはまちがいないところである。

## 一 七世紀の文書木簡の内容と文書様式

本章以下では具体的に七世紀の木簡を取り上げて、前章で指摘したような問題のいくつかに迫つていきたい。まずは文書木簡について、その記載内容と文書様式について考察を加えることにする。

### 1 文書木簡の内容

七世紀の文書木簡に記された内容を調べてみると、いくつかの特徴を指摘することができる。

まず第一に、記録木簡が多いと言つうことができよう。いくつか例をあげる。

明日香村・飛鳥池遺跡

(1) ×月卅日智調師入坐糸卅六斤半

・又十一月廿一日糸十斤出 受申□□

(286)・(28)・3 081 (『飛』 1三)

七世紀末の木簡である。これは某月三十日と十一月二十一日の分が残るが、糸の出納に関する記録木簡である。

浜松市・伊場遺跡

(2) • [辛カ] □己年正月生十日柴江五十戸人 若□

・ □□□三百卅束若□部□

(284)・29・3 019 (『木簡選』)

(3) • 「己丑年八月放×

・「二万三千三百升□

(119)・(29)・5 019 (『木簡選』)

これらは具体的な内容はよくわからないが、前者は稻に關わるもので、その多さからすると荷札ではなく、何らかの記録であろう。後者もやはりその分量の多さから、記録に關わるものとみられる。

更埴市・屋代遺跡群

(4) • 「戊戌年八月廿日 酒人部□荒馬□東酒人部□□□束」

〔升カ〕〔大万升カ〕

・「宍部□□□□□ □□部□人部 酒人部□□□束」

〔升カ〕〔万呂カ〕〔宍人部万呂〕

555-37-4 011 (『屋代』 - 111)

これは完形であり、戊戌年（六九八）八月二十日における複数の人物の、おそらくは稻の出納に関する記録である。

徳島市・観音寺遺跡

(5) 波尔五十戸税三百□  
高志五十戸税三百十二

第五回 檢証会資料

官二段 御支□三段

近時見つかり注目されたこの木簡は七世紀後半のものである。複数の五十戸の税を列記しており、やはり記録木簡である。波尔五十戸は『和名類聚抄』に見える阿波国名西郡埴土郷、高志五十戸は同郡高足郷にあるが、佐井五十戸に相当する郷は見えない。したがつて佐井五十戸の所在によつて、これが一つの評に關わる記録か複数の評にまたがるものかは不詳である。

この他、次の大津市南滋賀遺跡出土の七世紀後半の木簡も、ある日付で複数の人名と各人の俵数が列挙されており、何らかの記録である。

	(6)
馬	下
日	月
佐	力
儀	力
二	下
人	月
儀	力
小	力
二	下
日	月
佐	力
上	月
馬	力
射	力
儀	力

(212)・30・4 039 (「研究」一八)

このよう<sup>に</sup>記録本簡は数多くの遺跡から見つかっているが、その存在を考える時参考になるのが、法隆寺金堂の釈迦三尊像台座裏に

あつた墨書銘である。その台座は、もとは建物の扉の部材であつた

ものを転用したとみられ、そこには墨書の銘も扉に書かれていたものである。<sup>(7)</sup>

〔段〕 という単位から、布の出納に関わる表記と考えることができよう。そうであるならこの扉を持つ建物の中には布が収納されており、その布の出納に当たつてのメモとして、この文字は扉の上に書かれたと想定できるであろう。そして二番目の墨書にある辛巳年は、六二一年のこととみられるから、七世紀前半においてすでに記録的な書き付けが行われていたことを知ることができる。記録木簡もこの墨書銘とともに木に書かれ、かつ同じ機能を果たすものであるから、同じ基盤の上にある。したがってこれは記録木簡が古くから存在していたことを裏付ける墨書銘と言うことができよう。

次に文書木簡の内容の第二の特徴として、上申文書が多いということがある。藤原宮出土木簡からいくつか例をあげてみる。

(7) 但鮑者速欲等云□□

・「以上博士御前白 宮守官 (146)・(13)・2 081 (〔藤〕 |一四六六)

(8)・「法忽師前 小僧吾白 啓者我尻坐□止×

・「 僧□者 五百□

297・33・5 011 (『藤』一一五二五)

(7)は「宮守官」という官名から大宝令以前の可能性がある。(8)は藤原宮造営以前に掘られた南北溝から出土したもので、伴出した木簡には壬午年(六八二)・癸未年・甲申年の紀年銘を持つものがある(『藤原』一一五四五・五四四・五一一)。

上申文書については研究も多く行われており詳述は避けるが、  
「〇〇前白(申・日)」という形式の文書は藤原宮の時代に多く、そ

の後八世紀なればに至るまで見られ、古様の上申文書の様式である。そしてこの書式には、貴人の前に申し上げる口頭の世界が背景にあつたことが指摘されている。<sup>(9)</sup>

こうした上申文書の木簡が多くあるという状況の背後には、対極にある下達文書もあつたはずである。その例としては、滋賀県中主町の西河原森ノ内遺跡から出土した次の木簡がある。

(9)・「棟□伝之我□往稻者馬不得故我者反來之故是汝ト部」

・「自舟人率而可行也 其稻在處者衣知評平留五十戸」

○旦波博士家

410・35・2 011 (『研究』一一)

以上、七世紀後半の文書木簡の内容として、記録と上申文書が多いという特徴を指摘した。そこからは、日本の木簡は主に官司(官人)間の上申・下達、および官司における記録の役割を果たすもの

として使用が開始されたのではないかという想定が可能になろう。

ただこれら二つの機能の間には、いささかの相違がある。それは上申・下達は口頭でもかなりの程度処理することができるのに対し、記録は口頭では処理しきれない部分だということである。そこでは木簡が重要な役割を果たしたのである。さらに上申文書の木簡は、今のところ天武天皇十年代以降のもの(8)を遡るものは見つかっていないのに対し、記録木簡はそれより古いもの(5)がある。したがって木簡の使用開始の問題にかかわっては、記録という機能を重視したい。

この点に関しては、王辰爾に船の賦を数え録させ、それにより王辰爾を船長とし、また船史の姓を与えたという『日本書紀』欽明天皇十四年七月甲子条の記事が想起される。「数録」という記録の事務をとることは、政治権力にとって当然必要とされることである。そこではおそらく木簡が大きな役割を果たしたとみられ、今後さらに古い記録木簡が出土する可能性は大きかろう。

但し木簡だけで全ての事務を処理できたとは考えがたい。例えば長屋王家木簡中の米飯支給伝票にしても、それは個々の支給事例の記録であり、全体を把握するためには、それらを総計した帳簿が別に作られたとみられる。<sup>(10)</sup> それには木簡の場合も紙の場合もあろうが、前者では記される情報量に限りがあり、大量の情報を処理するには最終的には紙が用いられたことであろう。したがってどの程度紙が

用いられたかは不詳であるが、八世紀における事務処理の場合と同じく、木簡はその点では紙の補助的役割を果たしたのであり、紙と同等というより一段低い位置づけであつたと言うべきであろう。

## 2 文書様式名

本節では七世紀の文書木簡における文書様式について調べることにする。そこで大宝公式令に規定する様式名が、どのように木簡に登場するかを見る。具体的には詔勅や奏などを一応除き、官司や官人などの間でやり取りした解・移・符・牒・辞について見る。ただし明確に七世紀のものかどうか疑問の残る木簡もあるが、そうしたものも含めて検討する。

まず解には藤原宮跡から出土した次のようなものがある。

(10) 「卿等前恐々謹解」  
〔寵カ〕  
□□□

・「卿爾受給請欲止申

(11) 膳職白主菓餅申解解

(206)・21・019 ([藤] 一一八)  
(166)・(9)・5 081 ([藤原宮] 一一一)

(10) は「卿等前」から始まり、前節で見た「○○前・曰（申・曰）」の形式を踏襲するものである。そして「白（申・曰）」の代わりに「解」を用いているが、公式令解式は「式部省解 申其事」のように冒頭に差出を書いているのに、ここでは差出しを書いていない。このように古い要素を伝えるため、大宝令より古い可能性があるが、この木簡が出土した宮北面中門北側を東西に流れる溝からは、辛卯年（六九一）から大宝三年（七〇三）までの紀年銘木簡が出土してお

り、明確に当該木簡が大宝令以前に属するとは断定できない。

一方(11)の「白」も「前白」の伝統を受けるものである。そして「膳職」は、大宝令では宮内省被管の大膳職と内膳司とに分かれる官司であり、また天武天皇の殯宮で紀真人が「膳職事」を誅しており（日本書紀）朱鳥元年九月甲子条）、古い官名であることがわかるから、(11)は淨御原令制下のものとみられる。ところが次に見える「主菓餅」は大膳職に所属する品官である」とから（職員令大膳職条）、この木簡は大宝令制下のものである可能性が残る。また「申解解」は習書のようであるし、「白」との関係も不明確である。

このように見てくると、七世紀に解木簡が存在するとは明確には言えない現状である。

次に符には藤原宮跡出土の次の木簡がある。

(12) 「符処々塞職等受」  
（裏面を含め別筆部分は省略）

(138)・34・2 019 ([藤] 一一一)

「塞職」は関所の司とみられるが、大宝令に見えない。そして前述の「膳職」や「兵庫職」（日本書紀）朱鳥元年正月乙卯条）などと類似する官司名であるから、大宝令以前のものである可能性が指摘されている。しかしながら、この木簡が出土したのは先述の(10)と同じく藤原宮北面中門北側の東西溝であり、出土状況からは七世紀のものとは明言できない。

牒の例としては、滋賀県中主町湯ノ部遺跡出土木簡をあげられる。

(13) 「丙子年十一月作文氾」 (右側面)

- ・「牒玄逸去五月中〔官〕 蔭人」
- ・「自從一月已來□ 蔭人」
- ・「久蔭不潤□ 蔭人」
- ・「次之□□丁 〔等利〕 蔭人」
- ・「壞及於□□ 〔官〕 蔭人」

裁謹牒也

」

274·120·20 011 (湯ノ部)

この丙子年は天武天皇五年（六七六）にあたり、七世紀に「牒」の語を用いていた。内容は明確ではないが、蔭を求めるものである。「牒云々、謹牒」という公式令牒式の書式とも一致し、また牒は「内外官人主典以上、錄事申牒諸司式」であるという点でも、この文書の差出しである玄逸は、何らかの官人であるらしく符合する。

解・符・牒木簡は右のようだが、移と辞の木簡は見つかっていない。このように見てくると、公式令に規定する文書様式名で、確實に七世紀にさかのばれるのは、(13)の牒しかないことになる。したがって七世紀には大宝令のような文書様式はまだ成立していなかつた可能性が高い。それは上申文書が「○○前白（申・日）」という様式をとり、解ではなかつたことに端的に現れている。

早川庄八氏は「前白」文書の存在を、淨御原令制下では官職とその属する官司との関係が曖昧であった状況に対応したものと、指摘されているが<sup>(11)</sup>、公式令の文書様式の未成立は、官司間の関係がま

だ十分整備されていなかつたことにも一つの要因があろう。官司間で授受する解や符・移などは、官司相互の上下ないし平行関係が明確になって初めて機能するものである。淨御原令制以前では、まだその点で十分に官僚制が整備されていなかつたのである。

さらには、文書を用いず口頭で処理される部分が多くなこととも関係があろう。そこでは文書様式名ではなく、たとえば命令を伝える場合に、前述の(9)西河原森ノ内遺跡出土木簡のように、「汝ト部……可行也」などと、直接呼びかけるような言葉が生きていた。そこは符などという書式名とは無関係な世界であった。七世紀の文書木簡は、そのような場で作られ、用いられたものである。

ところが大宝令の成立によつて、統一的な文書様式が強制されるようになつた。その結果、文書木簡の多様なあり方というものは、基本的には否定されるに至つたのである。もつとも実態としては必ずしも公式令の規定が厳密に守られたわけではないが、七世紀代とは大きく異なる文書様式が用いられるようになつたのである。

ただし(13)湯ノ部遺跡出土木簡では、丙午年（六七六）に「牒」という語が用いられていた。そしてそこに見える「作文汜」の「汜」が「範（范）」のことと解せるなら<sup>(12)</sup>、一定の書式の存在を示すものとも言えそうであるが、先のようにそれ以外の木簡からは、そうした想定は難しい。(13)の「牒」の生まれた文書世界の具体像の解明は、まだ今後の課題である。

### 三 荷札木簡をめぐる問題

付札あるいは荷札としての木簡は一般的に、古くにさかのぼる可能性がある。そのことについては先に蘇我倉山田石川麻呂の書き付けと任那の調の例をあげたが、記録木簡に類する事例とした法隆寺釈迦三尊像の台座銘も、布とみられる物資の出納を留保分や書屋などと分類しており、それぞれの出納にあたって付札が付された可能性もある。また租庸調成立以前でも、貢獻物であるツキの制は古からあり、そこに荷札が付けられていた蓋然性も否定できない。このように付札・荷札は長い歴史があるとみられるが、ここでは税の荷札を取り上げ、その地名表記と書式について述べてみることにする。

#### 1 荷札木簡の地名表記

七世紀における荷札木簡の地名表記には、「国—評—里」というものと「評—五十戸」という二種類の表記があり、前者の方が新しいことは言うまでもない。そして前者の表記をとるものうち最古のものは、干支によれば次の癸未年（六八三＝天武天皇十二年）のものである。

(14) 癸未年七月 三野大野評阿漏里  
〔阿カ〕 □□漏人 □□□ (169)・24・3 059 (藤) 一一五四四)

それに対して後者には、国名と年紀の表記はないというのが一般的な特徴で、きわめて対照的である。ただし明日香村の飛鳥池遺跡からは次のような木簡が出土している。

(15) 「丁丑年十二月次米三野国 加尔評久々利五十戸人く」  
物部 古麻里  
146・31・4 031 (飛) 111)

これも(14)と同じく三野国の荷札であり、現在のところ「五十戸」の荷札木簡で年紀と国名を記す唯一の例である。丁丑年は天武天皇六年（六七七）にあたる。

さて、二つの地名表記法の違いからは、A「五十戸」から「里」への変化、B国(1)の成立時期、C干支年紀表記の有無という三つの問題が導き出せる。以下それぞれ見ていくことにする。

#### A 「五十戸」から「里」への変化

「五十戸」表記は、右のように荷札木簡では(15)の天武六年の年紀が確認できるが、荷札以外の木簡では先に記録木簡の例としてあげた(2)伊場遺跡出土木簡の辛巳年＝天武十年が最も時期が下る。それに対し「里」の最古の木簡は(14)の天武天皇十二年であるから、「五十戸」から「里」へは、天武十年から同十二年の間に変化したと言うことができる。それは淨御原令の先行施行によるという鬼頭清明氏の指摘があろう。<sup>(13)</sup> 淨御原令は天武天皇十年一月から編纂を開始し（天武紀十年一月甲子条）、持統天皇三年（六八九）六月に施行されている（持統紀三年六月庚戌条）。まだ編纂途中の淨御原令の内

容の一部を先取りしたというわけである。

## B 国の成立時期

律令制的な国名が木簡に見えるのは先のように、(15)の天武天皇六年が最古である。しかし国の成立はそれ以前に遡る。たとえば天武紀元(六七二)年六月丙戌条に「吉備國守」、同丁亥条に「尾張国司守」、同年七月辛亥条に「以西諸國司等」などが見えるところである。しかしこれらにおいては、国司が明確に郡(評)司を統括したことを見えない。

それに対し国一郡(評)の上下関係が明確になるのは、天武紀四年十月庚寅条の「相模國言、高倉郡女人三男」である。ここで高倉郡での出来事を相模国が報告しているのは、郡(評)の上に国が立つという関係が成立していることを示している。また同様に、天武紀五年四月己未条「詔美濃國司曰、在磯杵郡紀臣訶佐麻呂之子遷東國、即為其國之百姓」も国一郡(評)関係を示すものである。

これからすると天武初年に国一郡(評)関係が成立したかのようであるが、同様の表現は天智紀以前にもあり、すぐにそこを画期とすることはできない。たとえば天智即位前紀是年条には、「播磨國司岸田臣麻呂等、獻寶劍言、於狹夜郡人禾田穴内獲焉」とあるところである。

だが、国一郡(評)関係の上では、天武天皇十年代は新しい動きがあつた時期である。それは前述の「里」制の成立からは一歩遅れ

て、天武天皇十二年(六八三)から十四年にかけて行われた伊勢王らによる国境画定作業である(天武紀十二年十二月丙寅条・同十三年十月辛巳条・同十四年十月己丑条<sup>(14)</sup>)。そして十四年九月には「巡察国司・郡司及百姓之消息」を任務とする東海・東山・山陽・山陰・南海・筑紫使者が任命されている(天武紀十四年九月戊午条)。さらに同年十一月には「大角・小角、鼓吹幡旗、及弩拋之類、不應存私家、咸収于郡家」という内容の詔が四方国あてに出された(天武天皇紀十四年十一月丙午条)。これらは国司・郡(評)司関係を監察することも、国司が兵器の集中を通じて郡(評)家へも権限を有することを示している。

こうした動きを総合すれば、この頃すなわち天武天皇十年代に各國の範囲の画定とともに、国(司)一郡(評)(司)の関係が明確に規定されるようになつたことが窺えよう。そして朱鳥元年(六八六)九月の、天武天皇の殯宮における誄の中に「諸國司事」があることも(朱鳥元年九月丙寅条)、国司制度の一応の確立を示すものである。また天武紀十三(六八四)年十一月庚戌条の「土左國司言、大潮高騰、海水飄蕩、由是、運調船多放失焉」という記事は、国司が運調に責任を有していたことを表し、それは国一郡(評)関係の明確化の結果もたらされたものであろう。

こうした天武天皇十年代の一連の動きと、荷札木簡において「国一評一里」という形で国名が明記されるようになることは、表裏

一体の関係にあつたのである。

### C 千支年紀の表記の有無

「評—五十戸」木簡には、国名とともに干支年紀の表記はないというのが、一般的的特徴である。それに対し「国—評—里」木簡には干支年紀を書くものが多い。したがつて荷札への干支表記は、やはり里制の成立ないしは国制の確立とともに始まつたと考えるべきであろう。しかし年紀の有無は、こうした地方行政機構の成立と直接関係するものではない。したがつてそれはおそらく、編纂中の淨御原令における何らかの規定によつているのである。

その中で、「五十戸」でありながら干支年紀を記す<sup>(15)</sup>飛鳥池遺跡出土木簡は、例外とするべきなのであらうか。それは国名を記すと

いう点でも他の「五十戸」荷札木簡に類例がない。あるいはそれ以前からある、干支年紀を冒頭に記す文書の書式に倣つたのであらうか。この問題は類例の出土を待つ必要があり、今後の課題である。

### 2 荷札木簡の表記

次に荷札木簡の表記の問題に移りたい。

#### A 荷札木簡表記の起源

荷札木簡の表記は、賦役令調皆隨近條の「凡調皆隨近合成、絹綿

布両頭、及絲綿囊、具注國郡里戸主姓名年月日、各以國印印之」に準じたものと一般に理解されている。しかしこれは、絹・綿など織維製品に関する規定であり、それ以外の物品の荷札を規定するもの

ではない。かつ戸主の名までしか記載しないという点でも、多くの荷札と異なる。なおこの条文に基づくとみられるのが、正倉院に残る調・庸布の墨書銘である<sup>(15)</sup>。ただそれにも戸主にとどまらず貢進者の戸口名まで記すものもあり、この点は荷札と共に通する。しかし調・庸布には必ず年月の記載があるが、七世紀の「五十戸」荷札木簡には前述のように年紀記載はない。さらに賦役令に規定はないが、

調・庸布には法量・専当国郡司名まで記すものが多いのに対し、七世紀の荷札にはそれらはなく、八世紀のものにも少ない。このように条文そのもの、及び調・庸布の墨書銘との比較からしても、荷札木簡の表記が賦役令の条文に準拠するとは、一概に言いがたい点が残る。

この点で注目されるのは、東野治之氏が文書における干支の冒頭表記に、中国六朝時代頃の書状ないし文書の影響を指摘されていることである<sup>(16)</sup>。すなわち公式令辞式（個人からの上申文書）は、次のように年月日が冒頭に来るが、それは中国の影響を伝えるものというのである。

年月日位姓名辭 此謂雜任初位以上、若庶人稱本屬  
其事云々、謹辭

右内外雜任以下、申牒諸司式、若有人物名數者、件人物於云  
云前

このことを参考にすると、荷札の中にも辞式のような文書の書式

を淵源とするものがあるのではなかろうか。公式令では庶人が申す

書式は辞式のみであり、またそれによると庶人なら、「年月日・本

属・姓名・辞・物・其事云々・謹辞」となる。これは「五十戸」木

簡には年紀記載はないが、それ以後は「年月日・本属・姓名・物」

と書き並べる七世紀の荷札の書式に類似するのである。

ただし(1)で「辞式のような文書の書式」と言つたように、辞式

そのものが淵源になつたとまでは言えない。なぜなら先に述べたよ

うに「辞」の例は木簡・紙を通じて見つかってなく、それが一般的に使われていたとは言えないからである。(1)では始めから賦役令

によると決めつけるのではなく、何らかの文書にも源があるかもし

れないという視点から見る必要があるのでないかと、それを

指摘しておきたい。

このように言うのは、荷札木簡の中には次のように文書的な書式

を探るものがあるからである。

(16) 「▽上総国安房郡白浜郷戸主日下部床万呂戸白髮部嶋」

||輸餉調陸斤参拾條  
天平十七年十月▽

364・24・4 031 ([平] 1-1111-7)

(17) •「▽周防国吉敷郡神崎郷戸主阿曇五百万戸口同部」

•「▽□麻呂進上調塩一斗天平十七年九月八日」

290・21・3 032 ([平] 1-1111-9)

(18) 「▽紀伊国无漏郡進上御賛磯鯛八升▽」

188・27・4 031 ([平] 1-1111-85)

にあげたのはいづれも平城宮跡出土の八世紀のものである。

藤原宮からも次のようないいづれも平城宮跡出土の八世紀のものである。

(19) 「進上年魚大賛」

163・(20)・3 019 ([藤] 1-1-80)

これらは単に地名・人名・税目・品目・分量・年月日という荷札

の一般的な書式ではなく、「輸」「進上」という貢進を示す動詞を含

んでおり、文書的な書式と言えよう。こうした書式を探る荷札は(18)

や(19)のように贊に多い<sup>(1)</sup>。しかし(17)に示したように、数は少ないが

調にも使われているのである。現在のところ七世紀の確實な類例は

見つかっていないが、存在した可能性は十分であろう。

ただし賦役令の書式による調・庸布にも、相模・下総・常陸国の

ものに「輸調」という語が使われており、どこまでそれを文書的書

式と言えるのか問題は残る。しかし荷札木簡の書式の淵源として、

賦役令の規定だけでなく、進上を伝える文書の書式もある可能性を

追究するという、複眼的視点も必要ではないかと、

## B 荷札書式の国別特徴

荷札木簡の書式は、どれもほぼ似ているが、国によってやや異なる場合がある。すなわちある国に特有の書式を探るものがあるのである。したがつてそうした場合、国郡（評）名が欠失しても、それによってどの国のか、ある程度判断することができます。そしてそうした国別特徴は、古くに遡るのでないかといつこ

とを述べてみたい。

ここで取り上げるのは若狭国の荷札木簡である。飛鳥京跡から出土した同国の荷札木簡に、次のようなものがある。

- |      |                                       |   |                       |
|------|---------------------------------------|---|-----------------------|
| (21) | 「 <u>野五十戸</u> 秦勝黒 <small>〔磨カ〕</small> | 〔形評 三形五十戸生部乎知 <sup>ク</sup><br>調田比煮一斗五升〕 | 153.24.5 031 (『研究』一八) |
|------|---------------------------------------|---|-----------------------|

(24) 「少丹生里米七斗 秦人老五 □」  
 (25) 「遠敷郡嶋郷秦人子人 御調塩三斗」

148・25・5 051 ([城] 一一)  
 138・26・7 051 ([城] 一九)

これらはいずれも遠敷郡のものであり、里（郷）名までを中央に書き、それ以下を割書きにする点で、やはり(21)に類似する。

- 三方郷、(2)は遠敷郡野里郷にある。(2)の特徴は五十戸(里)名以下を割書きにしていることであり、(2)は五十戸(里)までは一行に書き、人名以下を割書きにすることである。このように表記の途中から割書きにするのは、若狭の荷札木簡に多く見られるが、その中でもまた評によつて異なつてゐるわけである。

ところでこうした表記の類例を、八世紀の荷札にも見いだすことできる。(20)の類例としては、次のようなものがある。

- (61)・29-2 019 (『藤原宮』一三五)

のように20の書式を採るものがあり、必ずしも三方郡は20、遠敷郡は21と決まっているわけではない。むしろ遠敷郡は20の書式のほうが多い。また両郡とも割書きにしない荷札もある。しかしどにかく若狭では割書きにする荷札の割合が高いという傾向は、七、八世紀を通じて確認されるところである。

- これらはいずれも三方郡の荷札であるが、郡名までを一行に書き里以下を割書きにしている点で、(20)の表記と共通する。<sup>(18)</sup>また次の二

また尾張では、七世紀の荷札に評名までを表に書き、里名以下を裏に書くものがあるが、八世紀でも人名以下を裏に書く荷札が多く表裏とも用いるという書式は長く続いた。<sup>(19)</sup>

このように七世紀に属する古い荷札木簡の国ごとの、さらにはある場合には評ごとの書式が、その後も長く踏襲されるという傾向を見て取ることができる。律令制的税制の成立当初、荷札を付けて中央に調庸などを貢進するようになつた時に用いられた書式が、その後に与えた影響には大きいものがあつたと言つてよい。

そうであるなら、そもそも国・郡（評）ごとの書式の違いが何故生まれたのかということ自体が、追究すべき問題となる。籍帳の記載様式において、道制との関連が議論されているが<sup>〔20〕</sup>、そうしたことともからめて、荷札木簡の書式の多様性の起源は今後の課題である。

### おわりに

律令制の成立と木簡との関わりについて、七世紀の文書木簡と荷札木簡を取り上げて、いくつかの論点から見てきた。しかし「はじめに」でも書いたように、まだまだ当該時期の木簡を用いた研究は困難であり、十分な議論を展開することはできず、課題の指摘に終わつた点が多かつた。

しかし飛鳥池遺跡をはじめ、七世紀の木簡の出土事例は確実に増加している。今後、本稿で取り上げた課題に対する見通しもより明るくなるであろう。そうしたことに期待して擇筆したい。

(1) 岸俊男「木簡と大宝令」「日本古代文物の研究」(岩波書店 一九八八年、初出は一九八〇年)二三四頁。

(2) 岸俊男注(1)前掲論文。

(3) 松嶋順正編「正倉院寶物銘文集成」(吉川弘文館 一九七八年)。

(4) 「(符籙) 文田里 道意白加之」  
・「各家客等之」 216-39-4 051 (木簡研究)一四

(5) 「飛」は奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」のこと。本稿で用いる出典の略号を記しておく。「城」||同「平城宮発掘調査出土木簡概報」、「藤」||同「藤原宮木簡」、「平」||同「平城宮木簡」、「藤原宮」||奈良県教育委員会「藤原宮」、「研究」||木簡学会「木簡研究」、「木簡選」||同「日本古代木簡選」、「屋代」||

財長野県埋蔵文化財センター「長野県屋代遺跡群出土木簡」、「検討会資料」||財徳島県埋蔵文化財センター「観音寺遺跡出土木簡検討会資料」(一九九八年七月二六日)、「湯ノ部」||滋賀県教育委員会「財滋賀県文化財保護協会「湯ノ部遺跡発掘調査報告書」」。なお出典・号数の下の数字は木簡番号。

(6) 名西郡はもと名方郡が寛平八年九月五日に東西に分かれてできた郡である(『類聚三代格』昌泰元年七月十七日太政官符)。

(7) この墨書については、館野和己「法隆寺金堂釈迦三尊像台座から見つかった墨書銘」「伊珂留我」一五(一九九四年)参照。

(8) 東野治之「木簡に現われた『某の前に申す』という形式の文書について」「日本古代木簡の研究」(塙書房 一九八三年)、早川庄八「公示様文書と文書木簡」「日本古代の文書と典籍」(吉川弘文館 一九九七年、初出は一九八五年)など。

- (9) 早川庄八注(8)前掲論文。
- (10) 渡辺晃宏「長屋王家木簡と二つの家政機関」「奈良古代史論集」一  
（真陽社 一九九一年）、森公章「長屋王家木簡二題」「木簡研究」一  
八（一九九六年）。
- (11) 早川庄八注(8)前掲論文。
- (12) 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会「湯ノ部遺跡発  
掘調査報告書I」第五章「六七六年の牒の木簡」（山尾幸久氏執筆）  
（一九九五年）。
- (13) 鬼頭清明「律令国家と農民」（塙書房 一九七九年）第一部第二章。
- (14) 鐘江宏之「[国]制の成立」「日本律令制論集」上（吉川弘文館 一  
九九三年）参照。
- (15) 松嶋順正編注(3)前掲書。
- (16) 東野治之注(8)前掲論文。
- (17) 次のような例をあげられる。  
 「阿波國進上御贊若海藻 板野郡牟屋海」  
 190·19·6 031 ([平] 一一四〇〇一)  
 .「丹波國進上若海藻」  
 126·20·4 032 ([城] 一一一)  
 .「天平七年三月廿五日」  
 203·23·6 031 ([城] 一一四)
- (18) これらを含め贊の荷札は、国・郡などの行政機関が進上する形式にな  
つているものが多い。そのため通常の荷札とは異なる書式が採られた  
のである。
- 七世紀にも次のような類例がある。
- (19) 七世紀の例は次のようである。  
 .「辛卯年十月尾治國知多評」  
 .「入家里神部身」  
 213·38·5 032 ([藤] 一一六六)  
 一方八世紀の荷札では、次のように里（郷・里）までを表に、人名  
以下を裏に書くものが多い。  
 .「尾治國海郡嶋里人」  
 .「海連赤麻呂米六斗」  
 184·22·3 051 ([城] 一〇)  
 .「尾張國仲嶋郡牧沼鄉新居里」  
 .「□部廣白米五斗五月一日」  
 130·24·4 031 ([城] 一六)  
 じこで表裏を分けるかは異なるが、一面を用ひてくる例といふ点で  
は共通する。
- (20) 平川南「古代の籍帳と道制」「九州史学」一一六（一九九六年）。  
 (付記) 本稿は長野特別研究集会での報告を文章化したものが、その後新  
たな木簡が発表されたことなどにより、引用した木簡の一部は改め  
た。